

青森労働基準監督署発表  
令和7年1月7日(火)

【照会先】

青森労働基準監督署

○副 署 長 後藤 方史  
第二方面主任監督官 平井 見治  
第三方面主任監督官 菅原 広貴  
(電 話) 017-734-4444

報道関係者 各位

## 労働安全衛生法違反容疑で2社、2代表者を書類送検

～労災かくしの疑い～

青森労働基準監督署(署長 <sup>いわぶち</sup> 岩淵 <sup>みのる</sup> 稔)は、本日、下記のとおり、2件の労働安全衛生法違反被疑事件を青森地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件1の概要】

令和6年3月4日に発生した休業4日以上労働災害に関して、労働者死傷病報告を令和6年12月3日に至るまで青森労働基準監督署長に提出せず、また、青森労働基準監督署の労働基準監督官からの質問に対して虚偽の陳述をした疑い。

#### 1 被疑者

- (1) 有限会社川越林業  
所在地：青森県青森市  
事業内容：林業
- (2) 取締役社長A

#### 2 違反条文

被疑者有限会社川越林業、被疑者Aともに労働安全衛生法違反

- (1) 同法第100条第1項(報告等)  
労働安全衛生規則第97条第1項(労働者死傷病報告)  
同法第120条第5号(罰則)  
同法第122条(両罰規定)
- (2) 同法第91条第1項(労働基準監督官の権限)  
同法第120条第4号(罰則)  
同法第122条(両罰規定)

### 3 被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害により死亡又は休業したとき、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出することが規定されていますが、被疑者Aは、令和6年3月4日、青森市内の工事現場において、ダンプの荷台上で木の枝の束の積み込み作業を行っていた労働者Bが、ダンプの荷台から墜落し、第一腰椎を圧迫骨折して休業するという労働災害が発生したにもかかわらず、令和6年12月3日に至るまで、当該報告を青森労働基準監督署長に提出せず、また、当該労働災害の調査のため、令和6年7月3日に青森労働基準監督署の労働基準監督官が被疑会社に立ち入り、被疑者Aに対して質問した際、当該労働災害の事実はないものとして虚偽の陳述をした疑いがあるものです。

#### 【事件2の概要】

令和5年10月28日に発生した休業4日以上労働災害に関して、労働者死傷病報告を令和6年11月14日に至るまで青森労働基準監督署長に提出していなかった疑い。

#### 1 被疑者

(1) 株式会社田代工業

所在地：青森県青森市

事業内容：建設業

(2) 代表取締役C

#### 2 違反条文

被疑者株式会社田代工業、被疑者Cともに労働安全衛生法違反

同法第100条第1項(報告等)

労働安全衛生規則第97条第1項(労働者死傷病報告)

同法第120条第5号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

#### 3 被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害により死亡又は休業したとき、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出することが規定されていますが、被疑者Cは、令和5年10月28日、青森市内の工事現場において、チェーンソーを用いて立木の伐倒作業を行っていた労働者Dが、自らが伐倒した木が自身の頭部に直撃し、環椎を骨折して休業するという労働災害が発生したにもかかわらず、令和6年11月14日に至るまで、当該報告を青森労働基準監督署長に提出していなかった疑いがあるものです。

#### 参照条文

##### ○労働安全衛生法

(報告等)

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行

するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(以下、略)

#### (労働基準監督官の権限)

**第九十一条** 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

(以下、略)

#### (罰則)

**第二百十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六 (略)

#### (罰則)

**第二百十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### ○労働安全衛生規則

#### (労働者死傷病報告)

**第九十七条** 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない

い。

(以下、略)

**参考**

リーフレット「「労災かくし」は犯罪です。」(別添)



**「労災か」は  
犯罪。**

事業主は、労働者が労働災害にあって休業・死亡した場合、  
所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。  
労働災害の受診は労災保険で!!**

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

**厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署**

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>

